

全国大学ゴルフ指導者研究会会則

[総則]

第1条 本会を全国大学ゴルフ指導者研究会と称する。

第2条 本会は、大学ゴルフ指導者の養成、並びに研究と研鑽を支援し、ゴルフを通して、学生のよりよき発達に寄与する事を目的とする。

第3条 本会の本部は、原則として事務局長（常務理事）の所属機関に置く。

[事業]

第4条 本会の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 2 研究、および研修会の開催。
- 3 機関誌の刊行。
- 4 公認指導者の認定
- 5 会員の研究に資する情報の収集と紹介。
- 6 支部、および研究グループの育成。
- 7 その他本会の目的を達成するために必要な事業。

[会員]

第5条 会員の種類を正会員と賛助会員の2種類とする。

- 2 正会員は、大学ゴルフ指導者、または本会の趣旨に賛同し共に活動しようとする者で、会費を納入した者。
- 3 賛助会員は、本会の趣旨に賛同し、その育成後援に協力する者で、年会費を納入した者。

第6条 入会・退会は、次のように規定する。

- 2 本会の趣旨に賛同し入会を希望する者は、正会員1名の推薦を受けて所定用紙により、事務局もしくは役員に申込みを行うとともに、会費を納入する。
- 3 退会を希望する者は、事務局もしくは役員に退会の申し出をする。また、会費を2年間納入しない者は退会したものとする。

[役員]

第7条 本会の事業を運営するために、会員の中から、会長（1名）、副会長（若干名）、理事長（1名）、副理事長（1名）、常務理事（若干名）、理事（若干名）、監事（若干名）を総会において選出する。

第8条 会長は、本会を代表し会務を総括する。

副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、これを代行する。

理事長は、理事会会務を総括する。

副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、これを代行する。

常務理事は、運営、その他の日常の会務を執行する。

理事は、会務を執行する。

監事は、会計を監査する。

第9条 役員任期は3年とし、再任を妨げない。

第10条 本会に名誉顧問・名誉会員を置くことができる。

- 2 名誉顧問・名誉会員は役員会で推薦し、総会において承認する。

[総会、役員会及び理事会]

第11条 本会に総会を置く。

2 総会は、本会の最高決議機関であり、会長が招集し、出席会員をもって構成する。

3 総会は毎年1回開催し、役員を選出及び本会の運営に関する重要事項を審議する。

4 総会での審議事項は、出席会員の3分の2以上の賛成により決議する。

第12条 本会に役員会を置く。

- 2 役員会は会長が招集し、会長、副会長、理事長、副理事長、常務理事（事務局長、副事務局長）、理事、監事をもって構成する。

- 3 前項の規程にかかわらず、会長が必要と認めたときは、役員会にその他の会員を加えることができる。
- 4 本会の事業・運営に関する重要事項を審議する。

第13条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は理事長が招集し、理事長、副理事長、常務理事、及び理事長が必要と認めた理事、監事、正会員で構成する。
- 3 役員会の方針に基づき日常の会務を執行する。

[事務局]

第14条 本会に事務局を置き、常務理事である事務局長、副事務局長を中心に日常業務を執行する。

- 2 事務局は事務局長の所属機関に、原則として3年間設置する。

[支部・専門委員会]

第15条 本会の業務を推進するために、支部・専門委員会を置くことができる。

[会計]

第16条 本会の経費は、会費、寄付及びその他の収入をもって支弁する。

- 2 会員の年会費は3,000円とする。
- 3 賛助会員の年会費は、1口1万円とし、2口以上とする。

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日とし、会費の納入期限は4月1日から9月30日迄とする。

[賛助会員に関する細則]

第18条 会は、賛助会員に次の特典を与えるものとする。

第19条 本会が刊行する機関誌の無償送付と、本会が指定する広告の無償掲載することができる。

- 2 本会が主催する研修会、主たる会議などにオブザーバーとして参加することができる。
- 3 会員の関連する学会、研究会、講習会への推薦等の便宜を図ることができる。

[広告掲載規定に関する細則]

第20条 広告掲載に関しては、別紙の通り定める。

附 則

- 1 この会則は、平成15年8月17日より施行する。
- 2 この会則は、平成22年8月25日より施行する。
- 3 この会則は、平成23年8月21日より施行する。
- 4 この会則は、令和3年3月15日より施行する。